

## 区分 情報開示の項目

### 設置者に関する情報

- ① 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先  
茨城県  
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番6
- ② 法人の代表者の氏名  
知事 大井川 和彦
- ③ 福祉系高等学校等以外の実施事業  
割愛
- ④ 財務諸表（設置者が法人の場合）  
割愛

### 福祉系高等学校等に関する情報

- ① 名称、住所及び連絡先  
茨城県立高萩清松高等学校 全日制総合学科 福祉・生活科学系列（介護福祉士コース）  
〒318-0001 茨城県高萩市赤浜1864番地  
TEL 0293-23-4121 FAX 0293-22-2915  
e-mail [koho@takahagiseisho-h.ibk.ed.jp](mailto:koho@takahagiseisho-h.ibk.ed.jp)
- ② 福祉系高等学校等の校長の氏名  
吉澤 和彦
- ③ 開設年月日  
2014（平成26）年4月1日
- ④ 学則等

## 茨城県立高萩清松高等学校介護福祉士養成課程に関する規程

### 第1章 総則

（目的）

第1条 茨城県立高萩清松高等学校総合学科は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。また、一人ひとりの個性の伸長と学力の向上を図り、現代社会に求められる有為な人材を育成することを目的とする。

### 第2章 位置、課程、学科、定員及び修業年限

(位置)

第2条 茨城県高萩市赤浜1864番地

(課程, 学科)

第3条 課程は全日制とし, 学科は総合学科とする。

(定員)

第4条 生徒総定員は600人とし, 1学年5学級とし, 1学級の定員を40人とする。

2 福祉・生活科学系列の中に介護福祉士コースを置き介護福祉士養成課程とする。介護福祉士コースの定員は, 20人とする。

(修業年限)

第5条 修業年限は, 3年とする。

### 第3章 養成課程及び履修方法

(養成課程)

第6条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため, 「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」  
第八条第一号(別表第五)に定める養成課程を置くこととする。

(履修方法)

第7条 生徒は教育課程の定めるところにより, 規定された科目をすべて履修し, 修得しなければならない。

2 前項の科目と単位数は以下の53単位とする。

科目名	単位数
社会福祉基礎	4
介護福祉基礎	5
コミュニケーション技術	2
生活支援技術(「医療的ケア」を含む。)	10
介護過程	4
介護総合演習	3
介護実習	13
こころとからだの理解	8
人間と社会に関する選択科目(「家庭総合」)	4
合計	53

### 第4章 学年, 学期及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。(入学式は4月7日, 卒業式は3月1日を予定)

2 学年を分けて、次の2学期制とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）による県民の日

(4) 創立記念日

(5) 学年始休業日 4月 1日から4月 5日まで

(6) 夏季休業日 7月23日から8月31日まで

(7) 学期末休業日 9月29日及び9月30日

(8) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(9) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで

(10) 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を得た日

2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、前項第1号から第4号までの休業日に授業を行い、授業日を休業日に振り替えることができる。

3 校長は、第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項第6号から第8号までの休業日の一部を授業日にすることができる。

4 校長は、第1項及び前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項第5号から第9号までの休業日又は前項の規定による変更後の休業日の一部を授業日にすることができる。

5 校長は教育上必要があると認めるときは、第1項第5号から第9号までの休業日の期間中に、生徒を出校させることができる。

6 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行なわないことができる。

## 第5章 教育課程その他

(教育課程の編成)

第10条 教育課程は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学・厚生労働省令第2号）の定める指定基準及び教育委員会が定める基準に従って、校長が編成する。

(授業時数等)

第11条 校長は、授業を行なう日数、時間数及び授業の終始の時刻を、毎年4月初めにこれを定める。

(成績評定)

第12条 学習成績は、観点別評価を十分踏まえながら評定を行う。学習評価の観点とその評価方法については、各教科・科目毎に定める。

また、学習評価の観点とその評価方法は、各教科で設定し、職員会議に報告するものとする。

2 成績評定は、1、2、3、4、5の5段階とし、評定1は単位修得と認めない。学習達成率と評定との関係は次のとおりとする。

達成率の平均	達成状況	評定
85%以上	「十分満足できると判断されるものうち、特に程度が高い程度のもの」	5
84～70%	「十分に満足できると判断されるもの」	4
69～45%	「おおむね満足できると判断されるもの」	3
44～30%	「努力を要すると判断されるもの」	2
30%未満	「努力を要すると判断されるもののうち、特に低い程度のもの」	1

3 欠課時数が科目の年間法定授業時数の5分の1を超えたときは、当該科目の評定を「1」とする。

ただし、当該者の欠課時数が法定授業時数の5分の1を超えるおそれが出た時点において、年次主任は職員会議に提案し、今後の指導対策を審議する。その際、医師の診断書等当該事情を証明するにたる資料の提出を原則とする。

4 年次末及び3年次の評定平均値は、3.5程度を標準とする。

5 学習成績の評定にあたっては、各科目間において同一の協定のもとに行い、各教科内において十分な協議をし、公正を期するものとする。

6 本規程第15条第7項ただし書によって単位を追認する場合の成績評定は「2」とする。

7 (1) 概評については、次の表のとおりとする。

成績段階	平均評定値								
A	4.3 ～ 5.0	B	3.5 ～ 4.2	C	2.7 ～ 3.4	D	1.9 ～ 2.6	E	1.0 ～ 1.8

(2) 評定の平均値、序列及び概評を指導要録の所見欄に記入する。

(定期試験)

第13条 定期試験は、次の5回とする。

第1回定期試験(5月)、第2回定期試験(6月もしくは7月)、第3回定期試験(10月)、第4回定期試験(11月もしくは12月)、第5回定期試験(1月もしくは2月)

(追試験)

第14条 追試験を受験できる生徒は、次の項目に該当する者とする。

- (1) 校長が認めた対外試合及び対外活動などの参加
- (2) 進学試験及び就職試験（届を提出した者）
- (3) 災害や交通機関の事故（関係機関の証明書を提出した者）
- (4) 忌引
- (5) 医師の診断書又はそれに代わるものが提出された病気や怪我による欠席（事前に連絡をとった者）

2 日程は、教務で作成する。

3 試験を実施する各教科の担当教師は、問題用紙と受験者名を教務へ提出する。

4 受験した生徒の科目の得点は、科目、類型及び年次の序列にいれない。なお、評定の際には追試験による得点であることを十分考慮して算出する。

5 追試験を受験しなかった生徒の取扱いは、次のようにする。

- (1) 正当な事由なく受験しなかった生徒については、当該科目の成績は0点とする。
- (2) 正当な事由のある者（上記1に該当する者）に対しては、職員会議で決定する。

（科目履修及び単位修得）

第15条 履修とは、教科・科目の目標に到達するために授業を受けることであり、科目の年間欠課時数が当該科目の法定授業時数（1単位35時間）の5分の1以内であることを履修認定の条件とする。

学校は、所定の5分の4以上の授業を受けた者に対して、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科、科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

ただし、明らかに病気によると認定し得る欠課や特別の事情がある者については、欠課時数が法定授業時数の3分の1を超えない限り履修したものと認める。承認の方法については別に定める。

2 履修の認定は、前期末に終了する科目については前期末に、それ以外の科目については年度末に、同一科目・同一年次担当者が原案を作成し、教科会議を経て、職員会議の審議に基づき、校長がこれを行う。

3 単位修得とは、教科・科目の目標から見て満足できる成果をあげることである。

4 単位修得の認定は、前期末または学年末において、科目担当者が合議のうえ原案を作成し、教科会議、年次会議、職員会議を経て、科目の評定が「2」以上であれば、校長がこれを行う。

介護福祉士養成課程の終了認定は、校長が所定の全課程を修了したと認めた者について、これを行なう。

5 1科目を2以上の年次にわたって分割履修したときは、年次毎にその単位の修得を認定する。

6 分割履修において、最終的に修得単位が本校教育課程で定められた単位数に満たない場合、各年次で修得した単位は、卒業単位として認められるが、科目の修得とはならない。ただし、分割履修又は継続履修の各年度において、科目の修得に必要な標準単位及び一部単位数の減が認められている科目にあってはその単位数を満たした場合は科目の修得とする。

7 年次末の成績評定が「1」の場合、その科目の単位を与えない。ただし、評定「1」の科目が2科目以内の者については、追認考査を受けることができる。

8 履修した全科目の単位を修得できるよう、追認考査の機会を2回（年度内2回、3年次については3回）設ける。

- (1) 追認考査は、教務部の計画に従って年2回（年度末）実施する。

- (2) 追認考査の問題は、当該教科が作成する。
  - (3) 追認考査の評価は、各教科の特性を考慮しながら、総合的に判断する。
  - (4) 単位修得の追認は、当該教科会議が原案を作成し、年次会議、職員会議を経て、校長がこれを行う。
  - (5) 単位修得の追認が認められた生徒の当該科目の評定は、「2」とする。
- 9 休学後復学した生徒の単位の認定に当たっては原則として同一年次の休学前と復学後との授業時数及び欠課時数を通算することができる。(年度が異なっても可)。
- 10 3年次生については、前条の2回の追認試験のほか、2月中旬及び3月中の2回実施する。3月中の追認試験で単位修得を認められた場合は、卒業月日をさかのぼって当該年度の卒業式の日とする。
- 11 追認試験において、故意の欠席者及び不正行為をした者については、次回の追認試験を受けさせないものとする。ただし、3年次の第2, 3回追認試験については、卒業延期とする。

(卒業認定)

第16条 卒業の認定にあたっては、3年次会議が認定原案を作成し、卒業認定会議を経て、校長がこれを行う。

2 卒業予定者は、次の①～③の条件をすべて満たしているものとする。

- ① 必履修科目の単位をすべて修得していること。
- ② 修得単位数の累計が卒業に必要な83単位以上であること。
- ③ 特別活動等の学校生活において、成果を上げ、その目標から見て満足できると認められること。

## 第6章 入学、休学、退学及び転学

(入学資格)

第17条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

第18条 入学志願者に対しては、入学者の選抜を行なう。

2 入学者の選抜方法については、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを告示する。

(入学の手続)

第19条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者及び保証人と連署した誓約書にその者の住民票を添えて、校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、成年に達し、独立の生計を営む者とする。

3 前各項の規定は、第25条に規定する転入学、及び第26条に規定する再入学の場合において準用する。

(欠席)

第20条 生徒は、欠席するとき欠課届カードに必要事項を記入し、事前又は事後速やかにHR担任に提出する。病気等による欠席が引き続いて7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付する。

(休学及び休学期間延長)

第21条 生徒が、病気、その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出席できない場合は、「休学願」を提出し、校長に休学を願い出ることができる。

2 休学願は、保護者（やむを得ない場合は保証人）と連署の上、事由と期間を記入する。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

3 休学の期間は、3ヶ月以上2年以内とする。

4 休学を許可された生徒が、休学期間満2年を経ても、なお出席できない場合は、「休学期間延長願」を提出し、校長に休学期間の延長を願い出ることができる。

5 校長は、前項の願出があったときは、その事由がやむを得ないと認められる場合に限り、1年を限ってその休学期間の延長を認めることができる。

6 願出の手続は、担任、年次主任、教務主任、教頭、校長、事務長の順序とする。

(復学及び休学処分の取消)

第22条 休学中の生徒が、休学の期間を満了して復学しようとする場合は、「復学届」を提出するものとする。

2 休学中の生徒が、休学期間内（3ヶ月以上経過）に復学しようとする場合は、「復学許可願」を提出し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

3 休学中の生徒が、3ヶ月までの間に、休学の事由がなくなった場合は、「休学取消願」を提出し、校長に許可を受けなければならない。

4 休学取消を許可された場合は、その間の欠席は長期欠席扱いとなり、授業料は遡及して徴収するものとする。

5 復学が許可された場合で、進級不能の場合は、新たに指導要録を作成しなければならない。

6 休学取消の場合は、休学期間を抹消し、出欠欄を訂正するものとする。

7 願出の手続は、第21条6項と同じとする。

(転学)

第23条 生徒が、他の高等学校へ転学を希望する場合は、「転学願」に必要事項を記入し、保護者及び保証人連署の上、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。担任は、理由書を添えて校長へ提出する。

2 前項の願出があったときは、校長は当該生徒の在学証明書その他の必要書類を、転学先の校長に送付しなければならない。

3 生徒が、転学先から入学許可を受けた場合、担任は、次のことを行う。

(1) 次の書類に「生徒転学に伴う関係書類の送付について」を添え、転学先校長に送付する。

(ア) 生徒指導要録写（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録写を含む。）

(イ) 健康診断票

(ウ) 歯の検査票

(エ) 中学校生徒指導要録抄本

(オ) 日本スポーツ振興センター加入証明書

(2) 指導要録に、次の必要事項を記入し、事務において所定の方法で保管する。

転学年月日（転学生の受け入れ月日の前日）、転学事由、転学先校名、所在地、課程、年次及び転学時までの出欠記録

(3) 積立金の返済及び身分証明書の返却をさせる。

4 願出の手続は、第21条6項と同じとする。

(退学)

第24条 生徒が退学しようとする場合は、「退学願」に、必要事項を記入し、保護者及び保証人連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。担任は、理由書を添えて、校長へ提出する。

2 指導要録に次の必要事項を記入し、事務において所定の方法で保管する。

退学年月日、事由、退学時までの出欠記録及び担任氏名印

3 授業料納入状況を確認し、積立金の返済及び身分証明書の返却をさせる。

4 願出の手続は、第21条6項と同じとする。

(転入学)

第25条 転入学希望者がでたときは、直ちに転入学審議委員会を構成し、一切の手続きは、委員会が行う。委員は、教頭、教務主任、生徒指導主事、各年次主任及び事務長とする。

2 転入学の取扱い

(1) 在籍高校長よりの転学照会、在学証明書及び成績証明書等の送付があることを確認する。

(2) 転入学審議委員会において、審議する。

(3) 職員会議の審議を経て、校長の許可を受ける。

3 定員及び転入学事由

(1) 定員は、当該入学年度募集人員に、学級数を加えた人数とする。

(2) 転入学事由は、保護者の一家転住した場合を原則とするが、その他の場合でも事情によっては、審議の結果、転入の条件とすることができる。

4 転入学審議委員会の審議事項

下記の条件を審議し、原案を付して、教頭より職員会議に報告し、審議を求める。

- (1) 転入希望年次に、欠員があること。
- (2) 性行及び学力において、本校の修学に耐えられると認められた者であること。
- (3) 学業成績に評定1のない者とする。
- (4) 本人の履修単位が、本校への転入学可能と認められた者であること。

#### 5 転入学試験

- (1) 3の(2)及び4の条件が満たされている場合は、転入学試験を実施する。
- (2) 試験は、国語、数学及び英語の3科目とし、各科目とも40点以上であることを原則とする。

#### 6 転入学内定後の手続

- (1) 「転入学願」を提出する。
  - (2) 保護者及び保証人の連署した誓約書に住民票を添えて、校長へ提出しなければならない。
  - (3) 転出前の高校長へ「生徒転学について」を送付し、指導要録写、中学校指導要録抄本、健康診断票及び歯の検査票の送付を受けなければならない。
  - (4) 入学寄付金、PTA入会金及び生徒会入会金を納入させる。
- (再入学)

第26条 退学した生徒から「再入学願」が提出された場合は、退学後1年以内であって、その事由が正当と認められる場合に限り、校長は、当該生徒を原年次以下に再入学させることができる。

2 再入学を許可された場合は、誓約書及び住民票を新たに提出させると同時に、指導要録に記入する。また原年次、下年次いずれの再入学の場合も、新たに指導要録を作成する。

3 入学寄付金、PTA入会金及び生徒会入会金は納入しない。

## 第7章 職員組織

(職員組織)

第27条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、講師及び実習助手並びに事務長、係長、主任、主事、技術職員、その他法令で定める職員を置く。

## 第8章 授業料、入学金その他の費用徴収

(授業料等)

第28条 授業料、入学料及び入学者選抜手数料の徴収については、茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第24号）の定めるところによる。

2 授業料その他の会費は、毎月10日までに納入する。

3 授業料は、金融機関の口座振替により納入する。但し、1年生の4・5月分及び口座振替を希望しない者については、納入期限内に現金で直接学校へ納入する。なお、預金残高

不足による口座振替不能者は、別に指定する期限までに学校へ直接現金で納入する。

- 4 指定の期日までに納入しない場合は、退学及び出校停止などの滞納処分の手続きをされることがある。

(物品の弁償)

第29条 公共物を破損した場合は、原則として破損者に弁償させる。状況により生徒指導上の措置を行うこともある。

- 2 破損者が特定できない場合、各HR教室に関する器物破損については、原則として学級負担とする。
- 3 担任は、破損を発見した時点で、直ちに修理・補充等の復元措置を行う。
- 4 担任は、年度始めの教室環境と同等又はよりよい状態で、次年度の担任に引き継ぐものとする。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第30条 生徒の士気を高め、学習意欲を助長するため、次に掲げる生徒(学級及び部等を含む、以下同じ。)について、これを表彰する。

- (1) 3年間皆勤の生徒
- (2) 1年間皆勤の生徒
  - ※1, 2の皆勤とは、無欠席、無遅刻、無早退及び無欠課をいう。
- (3) 3年間、学級、生徒会、部、各種委員会その他の活動において、功績顕著、他の模範と認められた生徒
- (4) 1年間又はその任期中に、学級、生徒会、部、各種委員会その他の活動において、功績顕著、他の模範と認められた生徒
- (5) 体育的行事又は文化的行事等において、全国大会及び関東大会等に出場し、優れた成績をおさめた生徒又は部
- (6) 高萩清松スピリット賞(特別賞)を設ける。全国レベルで活躍し高萩清松高校の名を高めた生徒については、特別に校長が表彰する。
- (7) 学校の主催する体育的行事及び文化的行事等において、優れた成績をおさめた生徒又は部
- (8) その他、特に著しい善行のあった生徒

ただし、上記の(1)、(2)については、停学以上の懲戒を受けた者は除く。

- 2 表彰は、その対象となるべき生徒の学級担任、生徒会顧問及び部顧問の推薦(具申)によって運営委員会、職員会議の審議を経て、校長がこれを決定する。ただし、第1項の(1)、(2)については運営委員会を省略することができる。
- 3 表彰する生徒には、賞状及び賞品を授与する。ただし、表彰事項によって賞状のみの場合もある。

4 表彰は、次の時期に行う。

(1) 第1項(1)、(3)、(5)、(6)に該当するものについては卒業時

(2) 第1項(2)に該当するものについては学年終了時

(3) その他については随時

5 表彰に関する運営委員会には、当該生徒の学級担任、生徒会顧問及び部顧問も出席する。

6 校外団体より授与された賞状、賞品等は、校長が披露し、伝達する。

#### 付 則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

学則に関する注意事項（改正法平成21年度施行分を踏まえたもの）

(介護福祉士)

学則の主な項目	留意点
ア 設置目的	教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。 また、一人ひとりの個性の伸長と学力の向上を図り、現代社会に求められる有為な人材を育成することを目的とする。
イ 名称	茨城県立高萩清松高等学校
ウ 位置	茨城県高萩市赤浜1864番地
エ 修業年限	3年
オ 養成課程、履修方法	全日制課程 総合学科 福祉・生活科学系列を介護福祉士の養成課程とする
カ 学生定員、学級数	各年次1学級相当 定員40名
キ 学年、学期、休業日	学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 茨城県立高等学校学則によれば、 学期は、2学期制 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで 休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）に

	<p>よる県民の日</p> <p>(4) 創立記念日</p> <p>(5) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで</p> <p>(6) 夏季休業日 7月23日から8月31日まで</p> <p>(7) 学期末休業日 9月29日及び9月30日</p> <p>(8) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで</p> <p>(9) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで</p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を得た日</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、前項第1号から第4号までの休業日に授業を行い、授業日を休業日に振り替えることができる。</p> <p>3 校長は、第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項第6号から第8号までの休業日の一部を授業日にすることができる。</p> <p>4 校長は、第1項及び前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項第5号から第9号までの休業日又は前項の規定による変更後の休業日の一部を授業日にすることができる。</p> <p>5 校長は教育上必要があると認めるときは、第1項第5号から第9号までの休業日の期間中に、生徒を出校させることができる。</p> <p>6 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p>
ク 入学時期	4月7日とする。
ケ 入学資格	<p>高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者</p> <p>(2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(3) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者</p> <p>(5) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p>

<p>コ 入学者の選抜</p>	<p>入学志願者に対しては、入学者の選抜を行う。          入学者の選抜方法については、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを告示する。</p>
<p>サ 入学手続</p>	<p>入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者及び保証人と連署した誓約書（様式第4号）にその者の住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、成年に達し、独立の生計を営む者とする。</p> <p>3 前各項の規定は、茨城県県立高等学校学則第13条に規定する編入学、茨城県県立高等学校学則第25条に規定する再入学、及び茨城県県立高等学校学則第27条に規定する転入学の場合において準用する。</p>
<p>シ 休学、退学、復学</p>	<p>休学については、生徒が病気その他やむを得ない事由のため3月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。校長は、願出が正当なものと認められるときは、2年以内の期間で、休学を許可することができる。</p> <p>退学については、生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署の上校長に願い出なければならない。校長は正当な事由があると認められる場合は、これを許可することができる。</p> <p>復学については、休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。</p>
<p>ス 学習の評価（成績考査） 過程修了の認定（卒業）</p>	<p>学校の評価（成績考査）については、学習成績はテスト、学習態度、出席状況その他を総合して評定する。成績評定は、1，2，3，4，5の5段階とし、評定1は単位修得とみなさない。欠課時数が科目の年間法定授業時数の5分の1を超えたときは、当該科目及び評定を「1」とする。</p> <p>課程修了の認定（卒業）については、卒業予定者は、次の①～③の条件をすべて満たしているものとする。</p> <p>①必履修科目の単位をすべて修得していること。</p> <p>②修得単位数の累計が卒業に必要な83単位以上であること。</p> <p>③特別活動等の学校生活において、成果を上げ、その目標から見て満足できると認められること。</p>
<p>セ 授業料、入学金その他の費用徴収</p>	<p>授業料、入学料及び入学者選抜手数料の徴収については、茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第24号）の定めるところによる。</p>
<p>ソ 教職員の組織</p>	<p>校長、教頭、教員、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。</p>

<p>タ 賞罰</p>	<p>1 表彰については、校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。</p> <p>懲戒については、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。</p> <p>2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長がこれを命ずる。</p> <p>3 前項の懲戒のうち、退学は次の各号の1に該当する者に対して、これを行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなくて、出席常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p>
-------------	--

⑤ 施設設備の概要（図書の蔵書数を含む）

1 施設概要

(1) 学校名・校長名 茨城県立高萩清松高等学校 校長 吉澤 和彦

(2) 位置 〒318-0001 茨城県高萩市大字赤浜1864番地

• TEL 0293 (23) 4121

• FAX 0293 (22) 2915

• URL <http://www.takahagiseisho-h.ibk.ed.jp/>

• E-mail koho@takahagiseisho-h.ibk.ed.jp



J R 常磐線

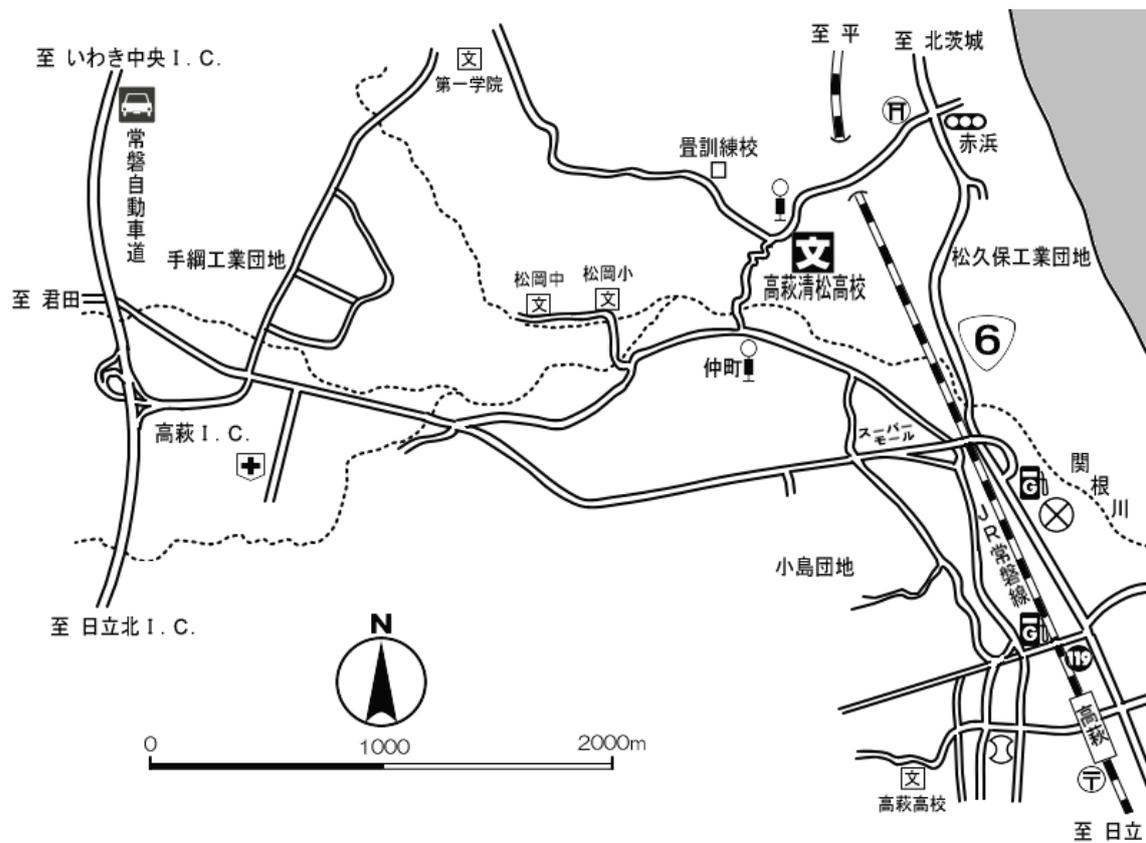
高萩駅下車

• 徒歩 40分

• 直行バス 所要 12分（日立電鉄バス・高萩清松前）

• 仲町バス停下車 徒歩 7分

（日立電鉄バス・松岡公民館経由 千代田・関口行）



(3) 校訓・校章

自ら学び  
自ら創り  
自ら拓く

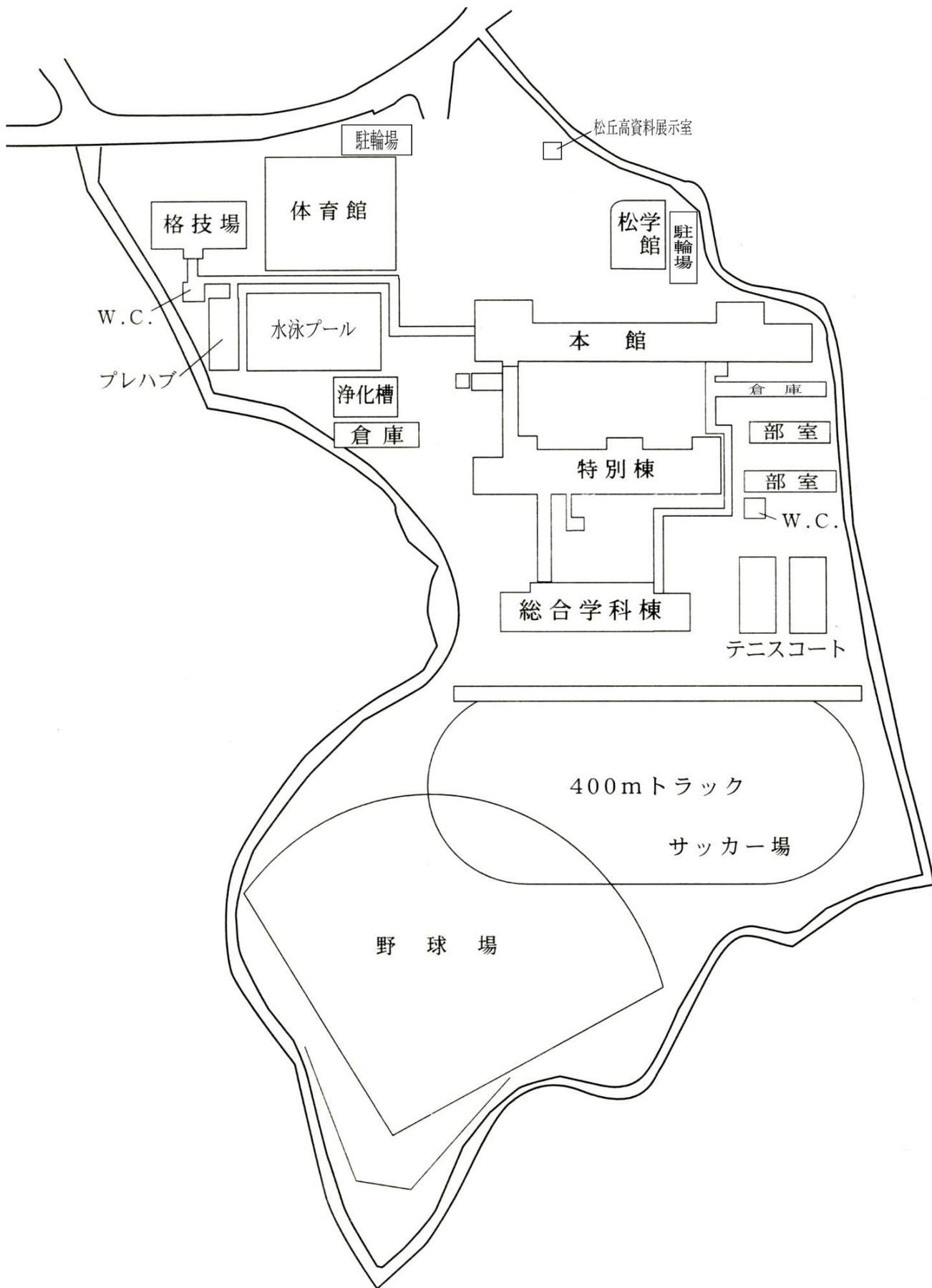


校名の「松」をテーマとし、松毬と松葉を  
図案化した。

種子の成長を守り、やがて笠を開いて種  
子を旅立たせる松毬のはたらきに学校のイ  
メージを重ねている。松毬の輪内に校名と  
開校年を配した。

総合学科の系列を松葉で表し、その中心  
を繋ぐことで、互いに力を合わせて未来を  
切り拓く姿を表現している。

敷地面積 68,755 m<sup>2</sup>



## 2 設備の概要

### (1) 教育用機械機器及び模型目録

教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)
普通教室A	66.6 m <sup>2</sup>	学内共用	準備室 (講師控室)	33.75 m <sup>2</sup>	
普通教室B	66.6 m <sup>2</sup>	学内共用	沐浴実習室	50.0 m <sup>2</sup>	
課題研究室 1,2	61.9 m <sup>2</sup>	学内共用	更衣室	17.5 m <sup>2</sup>	
課題研究室 3	32.5 m <sup>2</sup>	学内共用	調理実習室	168.0 m <sup>2</sup>	学内共用
課題研究室 4	34.5 m <sup>2</sup>	学内共用	被服実習室	129.6 m <sup>2</sup>	学内共用
介護実習室	118.1 m <sup>2</sup>		図書室	129.6 m <sup>2</sup>	学内共用
介護実習室 (和室)	16.9 m <sup>2</sup>		事務室	66.6 m <sup>2</sup>	学内共用
リハビリ実習室	67.5 m <sup>2</sup>				
実習用モデル人形		2 体	視聴覚機器		2 器
人体骨格模型		1 体	障害者用調理器具		8 個
成人用ベッド		8 床	障害者用食器		1 6 個
移動用リフト (床走行式)		1 台	和式布団一式		1 式
スライディングボード		2 台	吸引装置一式		4 式
車いす		1 2 台	経管栄養用具一式		4 式
簡易浴槽		1 槽	処置台又はワゴン		4 台
ストレッチャー		2 台	吸引訓練モデル		4 体
排せつ用具		3 2 個	経管栄養訓練モデル		4 体
歩行補助つえ		2 2 本	心肺蘇生訓練用器材一式		4 式
盲人安全つえ (普通用)		9 本	人体解剖模型		1 体
盲人安全つえ (携帯用)		8 本			

### (2) 図書館蔵書数

約 4 5, 0 0 0 冊 (内福祉関連専門書 5 5 6 冊)

養成課程に関する情報

① 養成課程の教育課程

平成26年度～平成30年度入学生用 教育課程編成表

総合学科 福祉・生活科学系列 介護福祉士コースのみ

	教科	科目	標準単位	1年	2年	3年	合計
普通教科	国語	国語総合	4	4			
	地理 歴史	世界史A	2		2		
		日本史A又は地理Aから選択	2			2	
	公民	現代社会	2	2			
	数学	数学I	4	4			
	理科	科学と人間生活	2		2		
		化学基礎	2	2			
	保健 体育	体育	8	3	2	3	
		保健	2	1	1		
	芸術	音楽I・美術I・書道Iから選択	2	2			
	外国語	コミュニケーション英語I	4	4			
	家庭	家庭総合	4	2	2		
	情報	社会と情報	2	2			
普通教科の単位総数				26	9	2	
専門教科	福祉	社会福祉基礎	4		4		
		介護福祉基礎	5		3	2	
		コミュニケーション技術	2			2	
		生活支援技術(医療的ケアを含む)	10		5	5	
		介護過程	4			4	
		介護総合演習	3			3	
		介護実習	13		6	7	
		こころとからだの理解	8		4	4	
専門科目の単位総数				0	22	27	49
特別活動	ホームルーム活動		3	(1)	(1)	(1)	
産業社会と人間			2	2			
総合的な学習の時間(道徳1単位含)			3	1	1	1	
履修単位総数計				29	32	30	
〔備考〕							

2年次：3単位分の介護実習は、長期休業中に行う（集中実習）

3年次：生活支援技術（1単位）、こころとからだの理解（1単位）は  
長期休業中にそれぞれ5日間行う（1日6.5時間）

② 定員

20名

③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）

茨城県教育委員会HPをご覧ください。

なお、本校に関する資料は、以下にお問い合わせください。

茨城県立高萩清松高等学校 全日制総合学科 福祉・生活科学系列（介護福祉士コース）

〒318-0001 茨城県高萩市赤浜1864番地

TEL 0293-23-4121 FAX 0293-22-2915

e-mail [koho@takahagiseisho-h.ibk.ed.jp](mailto:koho@takahagiseisho-h.ibk.ed.jp)

④ 費用

生徒1人あたりの負担金

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料	2,200				2,200
入学金	5,650				5,650
授業料	118,800	118,800	118,800		356,400
実習費	0	5,000	5,000		10,000
施設維持費	0	0	0		0
その他諸費	164,671	220,000	6,048		390,719
合計	291,321	343,800	129,848		764,969

⑤ 教員数，科目別担当教員名

7 必置教員 (教務に関する	担当科目	
主任者には氏名の前に◎印を、領域「介護」「こころとからだのしくみ」に1人以上必要な教員には、○印を記すこと)	○都筑 有子	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解
	○長沼 友佳	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解
	◎○潮田 巧巳	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解
	根本 みつか	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解
	皆川 裕	こころとからだの理解
	羽田 竜也	社会福祉基礎 介護福祉基礎
8 医療的ケアを担当する教員	皆川 裕	生活支援技術 (医療的ケア)
9 その他の教員	佐久間 みづ起	家庭総合

⑥ 使用する教材

教科名	教材名
社会福祉基礎	「社会福祉基礎」(実教出版)
介護福祉基礎	「介護福祉基礎」(実教出版)
生活支援技術	「生活支援技術」(実教出版) 新・介護福祉士養成講座6巻「生活支援技術Ⅰ」(中央法規) 新・介護福祉士養成講座7巻「生活支援技術Ⅱ」(中央法規) 新・介護福祉士養成講座8巻「生活支援技術Ⅲ」(中央法規) 最新介護福祉全書第13巻「医療的ケア」メヂカルフレンド社
こころとからだの理解	「こころとからだの理解」(実教出版) 新・介護福祉士養成講座11巻「発達と老化の理解」
コミュニケーション技術	「コミュニケーション技術」(実教出版)
介護過程	「介護過程」(実教出版)
介護総合演習	新・介護福祉士養成講座10巻「介護総合演習・介護実習」(中央法規)
介護実習	新・介護福祉士養成講座10巻「介護総合演習・介護実習」(中央法規)

⑦ 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

施設名及び施設種別	氏名(法人にあつては名称)	所在地
特別養護老人ホーム ときわの杜	社会福祉法人 ときわの杜	北茨城市関本町福田 1875-1
特別養護老人ホーム 松籟荘	社会福祉法人 愛正会	高萩市上手綱 1951-8
特別養護老人ホーム サン豊浦	社会福祉法人 日立高寿園	日立市川尻町稲荷作 758-27
介護老人保健施設 おはよう館	医療法人 秀仁会	北茨城市磯原町磯原 1919-4

介護老人保健施設 ひだまり倶楽部	医療法人 芳医会	北茨城市磯原町磯原 2-305
介護老人保健施設 博純苑	医療法人 博順会	高萩市秋山 625
介護老人保健施設 ノア	医療法人 それいゆ会	高萩市高浜町 3-154-1
介護老人保健施設 ひたちの森ハピネス	医療法人 永慈会	日立市十王町伊師 725-1
介護療養型医療施設 やすらぎの丘温泉病院	医療法人 愛正会	高萩市上手綱 1951-6
障害者支援施設 ひまわり荘	社会福祉法人 ときわの杜	北茨城市関本町福田 1871-1
障害者支援施設 愛正園	社会福祉法人 愛正会	高萩市上手綱 1951-26
スポーツリハビリ高萩	医療法人 永慈会	高萩市有明町 2-98
高萩市社会福祉協議会 ホームヘルプサービス事業所	社会福祉法人 高萩市社会福祉協 議会	高萩市春日町 3 丁目 10 番地
特別養護老人ホーム エスコート磯原	社会福祉法人 白寿会	北茨城市華川町車 1145-65
地域密着型小規模特別養護老 人ホーム 松籟荘サテライト 安良川別館	社会福祉法人 愛正会	高萩市安良川 963-10
特別養護老人ホーム 高萩聖孝園	社会福祉法人 愛孝会	高萩市上手綱 2
通所介護 老人デイサービス センター あすなろ	社会福祉法人 松原福祉会	高萩市安良川字浜野 266 番地 70
小規模多機能型居宅介護支援 事業所 やすらぎの家	社会福祉法人 愛正会	高萩市安良川 963-9
聖孝園高萩東ロデイサービス センター	社会福祉法人 愛孝会	高萩市東本町 2-73-8

認知症対応型共同生活介護 グループホームしおさい	医療法人 秀仁会	北茨城市関南町仁井田 700
デイサービスセンター 高萩聖孝園	社会福祉法人 愛孝会	高萩市上手綱 2
指定通所介護事業所 湯つくり館	社会福祉法人 愛正会	高萩市上手綱 1951-8
ひたちの森高萩	医療法人 永慈会	高萩市有明町 2-98
介護老人保健施設ノア 通所リハビリテーション	医療法人 それいゆ会	高萩市高浜町 3-154-1
特別養護老人ホーム 銀砂台	社会福祉法人 松濤会	日立市砂沢町 1155-1
複合福祉施設 一想園	社会福祉法人 愛正会	日立市田尻町 2-8-10
介護老人保健施設 田尻ヶ丘ヘルシーケア	社会福祉法人 愛正会	日立市田尻町 2-8-11
特別養護老人ホーム 銀砂台 助川サテライト	社会福祉法人 松濤会	日立市鹿島町 2-5-15
介護老人保健施設 さくら日立	医療法人 秀仁会	日立市城南町 1-1-11
特別養護老人ホーム 日立市萬春園	社会福祉法人日立 市社会福祉事業団	日立市鮎川町 2-6-38
特別養護老人ホーム 小咲園	社会福祉法人 山桜会	日立市諏訪町 5-5-1
特別養護老人ホーム さくら館サテライト	社会福祉法人 秀和会	日立市桜川町 1-1-1
特別養護老人ホーム 成華園	社会福祉法人 正和会	日立市久慈町 4-19-21

## ⑧ 介護実習の内容及び特徴

### 介護実習について

#### 1 介護実習の意義および目的

介護現場における多様な介護場面で、福祉に関する専門科目で学んだ知識と技術を

統合し、介護実習を行うことにより、高齢者や障害者への総合的な援助活動等を実践できる能力と態度を育成する。

## 2 介護実習の目標

介護に関する体験的な学習を、多様な介護場面において行い、知識と技術を統合し、介護従事者としての役割を理解するとともに、適切かつ安全な介護が実践できる能力と態度を身に付ける。

- (1) 社会福祉の精神を基盤に、利用者の人権尊重、生活の質（QOL）の向上を念頭に実習を行い、自己の倫理観を養う。
- (2) 校内で学んだ知識、理論に基づいて利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている介護に関する理解、判断力を養う。
- (3) 日常生活援助に関する介護技術の能力を深めると同時に、介護に役立つ様々な福祉用具の知識や利用方法を学び、活用する能力を身に付ける。
- (4) 指導者の指導を受けながら介護計画の立案方法や記録の仕方について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。
- (5) 介護実習では、幅広いサービス利用者との関わりをもち、現場における体験学習を通して、サービス提供全般における介護の職務の理解を深める。

## 3 介護実習の概要

### (1) 介護実習の内容

介護福祉士養成課程（2年次介護福祉士コース，3年次介護福祉士コース）では、「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針」（23文科初第1244号・厚生労働省社援発1129第6号平成23年11月29日）（p33参照）の規程に沿って行う。また、実習施設側との十分な協議・調整により、学内における学習・知識及び技術の習得度によって実習期間をそれぞれの目標に沿って修得できるように2段階（2年次，3年次）に分けて行う。

2年次 多様な介護の場における実習を通して、サービス利用者の理解を図る
3年次 個別ケアのための継続した実習を行う中でサービス利用者毎の介護計画の作成、実施後の評価、介護計画の修正など一連の介護過程を学ぶ

介護職員初任者研修（2年次介護福祉士コース）では、職務の理解を通して、介護サービスや介護職の仕事の内容、働く現場に関する理解を深める。

### (2) 実習日数等

茨城県立高萩清松高等学校教育課程に基づき、以下の通り実施する。

年次	内容
2年次（介護福祉士コース）	2年次で合計6単位修得
3年次（介護福祉士コース）	3年次で合計7単位修得

### （3）実習区分および実習時期等

年次	区分	時期
2年次（介護福祉士コース）	実習Ⅰ	5～7月
		7～8月（集中実習）
		9～11月
3年次（介護福祉士コース）	実習Ⅱ	5～7月
		7～8月（集中実習）
		9～11月

※ 実習区分は、介護福祉士養成課程に関わる。

## 4 介護実習の流れ

### （1）実習前の準備

- ① 実習先の正確な施設名，所在地，電話番号，実習先の指導者名を確認しておく。
- ② 実習生は実習指導者と打ち合わせを行い，実習方法等の具体的な指示を受け，実習までに備えておく。
- ③ 介護に関する基礎知識，技術を復習しておく。

### （2）実習期間中

#### ① 実習初日

オリエンテーションを実施し，施設の概要及び実習内容の指導を受ける。

#### ア あいさつ

- ・施設の実習指導者
- ・生徒代表者
- ・生徒自己紹介と実習目標の確認

#### イ 施設概要の説明

- ・施設の種類，規模
- ・職員構成
- ・入所者の状況
- ・施設の生活サイクル
- ・その他

#### ウ 実習中に使用する場所等の説明

- ・更衣室，昼食の場所，反省会の場所 等

- エ 実習上の諸注意
  - ・朝のミーティングについて
  - ・出席簿の押印について
  - ・実習終了後の解散について
  - ・実習日誌の記録と提出について
- オ 実習上の心構えについて
- カ 施設見学

## ②巡回指導

担当教員が定期的に施設を訪問し、実習への取り組み状況、日誌等の確認、指導を行う。

## ③実習最終日

反省会を実施し、指導者からの指導、助言を受ける。

- ア 各自の反省
- イ 実習目標の達成状況の確認
- ウ 質疑応答
- エ 指導者からの講評 等

## (3) 実習終了後

- ① 実習日誌、自己評価表を仕上げ、10日以内に施設に提出する。
- ② 実習報告会を開き、実習期間中に学んだことや努力すべきことを振り返り、今後の実習課題を明確にする。
- ③ 施設で学んだ介護技術等の復習を行う。

## 5 介護実習における注意事項

### (1) 実習前の各種検査について

- ① 各期実習の約1か月前に、細菌検査及び胸部レントゲン(必要な施設のみ)を行う。
- ② 上記の検査を行わなかった場合、提出期限に間に合わなかった場合には、実習を行うことができない。
- ③ 検査結果に何らかの問題があった場合には、必ず医療機関を受診し、再検査を受ける(自費)。問題が解消され、医者の許可を得てから実習を行う。

### (2) 出欠

- ① やむを得ない理由で欠席・遅刻・早退をする場合には、学校、施設実習担当者に連絡する。
- ② 病気の場合には診断書等、通院したことが証明されるものを提出する。

- ③ 欠席等の者がいた場合、班長は実習施設到着後、速やかに施設実習担当者にその旨を報告する。

### (3) 服装

- ① 施設等から指示された服装を遵守し、清潔な服装を心がける。
- ② 髪を束ね、爪は短く切り、マニキュア、アクセサリー等は一切身に付けない。
- ③ デイサービス等の送迎や散歩等、外出に同行する際は、スニーカーを履く。

### (4) 携行品

実習日誌、筆記用具、メモ帳、印鑑、学校指定ジャージ、Tシャツ、ハーフパンツ、エプロン、体育館シューズ、タオル、弁当(※)、飲み物、その他事前に連絡を受けたもの

※ 携行品には必ず名前を記入しておく。

※ 昼食については事前に確認しておく。

(実習の一環として、利用者と同じ食事を摂る施設もある。1食400円程度)

※ 実習先に貴重品を持ち込まない。持ち物は自己責任で管理する。

※ ゲーム等は実習先に持ち込まない。携帯電話の電源は必ず切っておく。

(休憩時間であっても、緊急性がある場合を除き、使用しない)

### (5) 健康管理

- ① 日頃から自分の健康管理に留意する。
- ② 実習中は疲労が蓄積するので睡眠と栄養を十分にとり、翌日に備える。
- ③ 万が一、実習中に体調不良となった場合には、速やかに施設実習担当者に報告し、指示を仰ぐ。

### (6) 礼儀態度

- ① 実習は施設の定める規則等を守り、利用者及び職員に対して、常に謙虚になり、学ぼうとする態度を忘れない。
- ② 生徒同士の私語は慎む。
- ③ 5分前行動を心がける。
- ④ 利用者に対して、言葉遣いや態度に十分注意し、失礼のないように慎重に行動する。  
(利用者には苗字で呼び、敬語で話す)
- ⑤ 利用者の個人情報絶対に漏らさない。(守秘義務・秘密保持)
- ⑥ 利用者からの贈り物は、一切受け取らないようにする。困った時には、職員に相談する。
- ⑦ 分からないこと、不安なことは、職員に積極的に質問し、曖昧にしない。責任ある行動をとる。

## (7) その他

- ① 実習中に誤って事故を起こした時は、直ちに実習指導者に報告し、指示を受ける。  
事後、学校に報告する。
- ② 家庭からの緊急連絡は学校にする。  
連絡先：茨城県立高萩清松高等学校  
住所 高萩市赤浜1864番地  
電話 0293-23-4121
- ③ 交通事故に遭わないように十分に気を付ける。

### 実績に関する情報

#### (1) 卒業生の状況

前々年度までの 卒業生の累計 【a】	前年度の卒業生数 【b】	卒業生の合計 【a+b】
11	10	21

#### (2) 介護福祉士国家試験の受験状況（平成29年度受験）

受験者数 【a】	合格者数 【b】	合格率 【b/a×100】
10	10	100%

#### (3) 前年度卒業生の進路

就職先	卒業生数
①居宅サービス事業所等（基準該当事業所を含む。）	0
②介護保険施設	5
③障害福祉サービス事業所（基準該当事業所を含む。）	0
④障害者支援施設	2
⑤保護施設	0
⑥児童福祉施設	0

⑦社会福祉協議会		0
⑧その他		0
⑨公務員	国	0
	都道府県	0
	市（区）町村	0
⑩医療機関		2
⑪他産業		0
⑫進学		1
⑬未就労		0
	合計	10